

令和6年6月27日

「住宅セーフティネット改正法に関する普及促進に向けた調査事業」を
実施する者の審査結果について

国土交通省住宅局安心居住推進課

次のとおり、「住宅セーフティネット改正法に関する普及促進に向けた調査事業」を
実施する者を選定しましたので、報告します。

<募集期間>

令和6年6月12日～令和6年6月26日

<審査基準>

提案について、以下の観点から審査を行い、予算の範囲内で採択を決定。

- 1) 公平性及び中立性に関する要件
- 2) 技術能力に関する要件
- 3) 経理その他の事務に係る的確な管理体制及び処理能力に関する要件

<選定した事業者>

提案者：1者 株式会社 日建学院

選 定：株式会社 日建学院